

薬 第 4 9 4 - 4 号  
令 和 3 年 9 月 1 日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会長 様

埼玉県保健医療部薬務課長 芦村 達哉  
(公印省略)

厚生労働省通知の周知について (依頼)

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
厚生労働省医薬・生活衛生局から、下記4件の通知がありましたのでお知らせします。  
この通知(写)につきましては、薬務課のホームページに掲載されておりますので、貴会会員  
にお知らせくださるようお願いいたします。

記

- 1 エレヌマブ(遺伝子組換え)製剤の最適使用推進ガイドライン(片頭痛発作発症抑制)について  
令和3年8月11日付け薬生薬審発0811第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
- 2 フレマネズマブ(遺伝子組換え)製剤の最適使用推進ガイドライン(片頭痛発作の発症抑制)について  
令和3年8月11日付け薬生薬審発0811第5号  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
- 3 テセルパツレブの最適使用推進ガイドラインについて  
令和3年8月11日付け薬生機審発0811第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
- 4 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について  
令和3年8月19日付け薬生薬審発0819第1号  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

(薬務課ホームページ)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/h310401~.html>

担 当：総務・温泉・薬事相談担当

電 話：048-830-3624

F A X：048-830-4806

E-mail：[a3620-08@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3620-08@pref.saitama.lg.jp)